

いすゞ117 クーペオーナーズクラブ 運営規則

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、いすゞ117 クーペオーナーズクラブ（以下「クラブ」という）と称する。

(連絡先)

第2条 このクラブは、連絡先を東京都豊島区西池袋 4-21-2 FI ビル 2F とする。

(目的)

第3条 このクラブは、いすゞ117 クーペを長期間に渡ってベストコンディションでの走行を可能とする為の維持に努力する事と、それに伴う人と人の繋がりを確保することを目的とする。

(活動内容)

第4条 このクラブは、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) ツーリング&ミーティング
- (2) 会報、情報誌、メール、ホームページなどによる情報交換
- (3) その他、目的達成のために必要な活動

第2章 会員

(種別)

第5条 このクラブの会員は、いすゞ117 クーペ所有の有無にかかわらず、次の3種類とする。

- (1) 正会員 このクラブの目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 このクラブの活動を賛助する為の個人又は団体
- (3) 名誉会員 いすゞ開発 OB、いすゞ117 クーペに携わった個人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書をクラブ代表に提出し、運営委員の承認を得なければならない。

- 2 運営委員は、会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は総会において定める以下の入会金及び会費を納入しなければならない。

正会員 入会金 ¥10,000 年会費 ¥12,000

賛助会員 寄附、広告料、パーツ支給、サービスなどによる賛助行為を行う個人又は団体とし、特に金額は定めない。
名誉会員 入会金 年会費は無償とする。

(退会)

- 第8条 会員は退会届を運営委員に書面（メール含む）にて提出し、任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を6ヶ月以上滞納したとき。
 - (3) この運営規則に違反したとき。
 - (4) このクラブの運営に著しく悪影響を及ぼす行為、言動などが認められたとき。
 - (5) (3),(4)のいずれかに該当するかどうかの判断は、総会において、正会員総数の過半数の議決により行うものとする。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第9条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 運営体制

(種別)

第10条 このクラブに次の役員を置く。

- (1) 運営委員 5人以上21人以内（原則として奇数人数とする）
 - (2) 会計監査 1人以上3人以内
- 2 運営委員及び会計監査は、総会において選任する。
- 3 運営委員の中からその互選によって、次の役員を選任する。
- クラブ代表 1名
- 運営メンバー 4名以上20名以内
- 4 東日本、中部、関西、中四国、九州沖縄の5つの支部を置き、支部長を選任する。また、必要に応じて支部長補佐を選任することができる。
- 5 支部長および支部長補佐は運営メンバーから選出する。
- 6 会計監査は、運営委員を兼ねてはならない。

(役割)

第11条 クラブ代表は、このクラブを代表し、その活動を統括する。

- 2 運営メンバーは、クラブ代表を補佐し、クラブ代表に事故がある時、又はクラブ代表が欠けたときは、クラブ代表があらかじめ指名した順序によりその役割を代行する。
- 3 運営メンバーは、運営会議を構成し、この運営規則の定め及び総会の決議に基づき、この

クラブの活動を執行する。

- 4 会計監査役は、次に掲げる役割を執行する。
 - (1) 運営委員の役割執行状況を監査すること。
 - (2) このクラブの財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、このクラブの活動又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは運営規則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員の役割執行況又はこのクラブの財産の状況について、運営委員に意見を述べること。

(任期)

- 第12条 運営委員の任期は、3年間とする。但し、任期中の最終の会計年度に関する通常総会が任期満了前に終了するときは、その時までとする。
- 2 運営委員の再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

- 第13条 運営委員又は会計監査のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第14条 運営委員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その運営委員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令又は運営規則に著しい違反行為のあったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (3) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。

(活動費)

- 第15条 運営委員は総会で定めた活動費を受けることができる。
- 2 運営委員および会員には、活動準備のために要した費用を支給することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会により定める。

第4章 総会

(種別)

- 第16条 このクラブの総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 17 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 18 条 総会は、以下の事項について審議、議決する。

- (1) 運営規則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 運営委員の選任又は解任、役割及び活動費
- (6) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第 19 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) クラブ代表もしくは、運営メンバーが必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 会計監査が第 11 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 20 条 総会は、クラブ代表が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、会計監査が招集する。

- 2 クラブ代表は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 6 ヶ月以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、あるいは FAX、電子メール等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 総会の議長は出席会員の過半数をもって選任する。

(定足数)

第 22 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 23 条 総会における議決事項は、第 20 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この運用規則で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

- 第 24 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 25 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに自筆署名または押印しなければならない。

第 5 章 運営会議

(構成)

- 第 26 条 運営会議は、運営委員をもって構成する。
- 2 会計監査は運営会議に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

- 第 27 条 運営会議は、この運営規則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 運営の体制
- (2) 総会に付議するべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない活動の執行に関する事項

(開催)

- 第 28 条 運営会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) クラブ代表が必要と認めたとき。
- (2) 運営メンバー総数の 3 分の 1 以上の運営メンバーが開催に同意したとき。

(招集)

- 第 29 条 運営会議はクラブ代表が招集する。

- 2 クラブ代表は前条第2号の規定による同意があったときは、その日から15日以内に運営メンバーを招集しなければならない。
- 3 運営会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、あるいはFAX、電子メール等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 運営会議の議長は、クラブ代表があたる。クラブ代表が事故などやむを得ない事情で出席できないときは、クラブ代表があらかじめ指名した運営メンバーがあたる。

(定足数)

第31条 運営会議は、運営委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決等)

第32条 運営会議の議決は、この運営規則に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、運営会議の議長の決するところによる。

- 2 運営会議においては、第29条第3項に通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した運営委員の3分の2以上の同意がある場合は、この限りではない。
- 3 運営会議の決議について特別の利害を有する運営委員は、その決議に加わることができない。

(書面表決等)

第33条 やむを得ない理由により運営会議に出席できない運営委員は、あらかじめ書面をもって表決できるものとする。

- 2 前項の場合における第31条及び前条第2項の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第34条 運営会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営委員の現在数及び出席した運営委員の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した運営委員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに自筆署名または押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び活動計画

(資産)

第35条 このクラブの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 活動に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 資産は、クラブ代表が管理し、その方法は、運営会議の議決を経て、クラブ代表が別に定める。

(活動計画及び予算)

第37条 このクラブの活動計画及び予算は、運営委員が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予算費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、運営会議の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第39条 運営委員は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、会計監査の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(書類及び帳簿の備置き)

第40条 運営委員は、次に掲げる書類を常に保管しておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(会計年度)

第41条 このクラブの会計年度は、前年10月1日に始まり、当該年9月30日に終わる。

第7章 解散

(解散)

第42条 このクラブは、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の過半数の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 解散後の残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した他の団体あるいは個人に帰属させるものとする。

第8章 雑則

(委任)

第44条 この運営規則の施行について必要な事項は、運営会議の議決を経て、クラブ代表が別に定める。

附 則

1 この運営規則は、総会の決議を経て2009年12月1日から施行する。